

金融担当大臣 与謝野 馨 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 松木 静雄

中小企業金融円滑化のための金融行政に対する要請

アメリカのサブプライムローン問題に端を発した金融危機が世界に広がるとともに、実体経済も急速に悪化しています。とりわけ中小企業は厳しい状況にあり、今こそ地域金融機関がその社会的役割を發揮することが求められています。

政府も、昨年9月2日の「中小・零細企業に対する金融の円滑化」のための金融機関への要請や「緊急保証制度の開始」、「貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」など対策を取られていますが、「貸し渋り」「貸しはがし」批判は減少していません。また、金融機能強化法が改正されましたが、中小企業融資の拡大につながるか疑問です。

なぜなら今の金融行政は、「円滑な資金供給」「リスクテイク」といいつつ、一方で不良債権の削減や収益性・効率性の向上を求めています。地域経済が悪化すれば、そこへ資金供給している地域金融機関の不良債権が増えたり、収益が低下するのはやむを得ないことではないでしょうか。それを恐れず貸出をすることがいま求められていると考えますが、昨年9月2日付文書のように、同時に「財務の健全性の維持」を求められては、「貸したくても貸せない」こととなります。

「貯蓄から投資へ」の流れをつくろうとする政府の施策の中で、地域金融機関での投資信託や変額個人年金保険など金融リスク商品の販売も増えていますが、これは地域のお金を地域に還元するという、地域金融機関としての本来の役割を低下させるものです。

つきましては、中小企業金融円滑化のため、次の通り要請いたします。

記

1. 地域金融機関が昨年9月2日付け文書にある「中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が發揮できる」ようにするため、不良債権比率の少なさや自己資本比率の高さ、収益性・効率性で評価するような金融監督行政を改めること。
2. 金融機能強化法による資本注入については、
 - ① 経営の自主性を尊重し、当局は押し付け・介入を行わないこと。
 - ② 中小企業融資の円滑化を促すものにする。そのため、収益性・効率性や不良債権処理など経営改善目標の扱いについては、柔軟に対処すること。
 - ③ 従業員の賃金・一時金引き下げや人員削減など、リストラにつながらないようにすること。
3. 協同組織金融機関のあり方について、金融審議会のワーキンググループで議論されていますが、協同組織性を失わせるような「地区規制」の緩和など行わないこと。また、決算の半期開示の一律的な義務づけは行わないこと。
4. 昨年9月2日付け文書では、「金融機関の規模・特性等に配慮し、検査負担の軽減」を図るとしていますが、検査のため深夜残業や休日出勤を余儀なくされているところもあり、従業員の労働強化につながるような金融検査の実態の改善に努めること。
5. 金融リスク商品の販売に当たって、無理な勧誘につながる従業員への目標（ノルマ）はやめさせるとともに、預金取扱い金融機関における販売の多くは預金を振り替えるなど、金融仲介機能を弱めるものであり、利用者の利便性ということであれば、「品揃い商品」扱いとし、勧誘による販売の規制（不招請勧誘の禁止）を検討すること。

以 上